省　令

○総務省令第百四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月三日

総務大臣　片山　善博

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「制定等をしようとする旨」を「制定等」に、「不利益処分をしようとする旨」を「不利益処分」に改める。

「第三章　省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取」を「第三章　省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取」に改める。

第四十条第一項中「第九十九条の十二第一項」を「第九十九条の十二第二項」に、「第五十三条の十一第一項」を「第五十三条の十一第二項」に改める。

第四十一条中「予定される総務省令の制定、変更又は廃止の趣旨及び内容」を「事案の内容（省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取にあっては、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容）」に改める。

第四十二条中「制定等をしようとする旨」を「制定等」に改める。

「第四章　不利益処分をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取」を「第四章　不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取」に改める。

第四十四条中「不利益処分をしようとする旨」を「不利益処分」に改め、同条の表第四十一条の項中「総務省令の制定、変更又は廃止の趣旨及び内容」を「事案の内容（省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取にあっては、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容）」に、「不利益処分」を「予定される不利益処分」に改める。

第四十七条中「電波監理審議会が」の下に「法第九十九条の十一第一項第二号若しくは第四号、放送法第五十三条の十第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第三号若しくは第四号の規定により諮問を受けた事案について」を加え、「諮問を受けた場合の意見の聴取」を「意見の聴取を行う場合」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 甲地	乙地	丙地
第一種電柱	一本につき一年	一、二〇〇	五六〇	四六〇
第二種電柱	一本につき一年	一、八〇〇	八六〇	七〇〇
第三種電柱	一本につき一年	二、四〇〇	一、一〇〇	九五〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、〇〇〇	五〇〇	四一〇
第二種電話柱	一本につき一年	一、六〇〇	八〇〇	六五〇
第三種電話柱	一本につき一年	二、三〇〇	一、一〇〇	九〇〇
その他の柱類	一本につき一年	一〇〇	五〇	四一
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物 共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一〇	五	四
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	六	三	二
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、〇〇〇	四九〇	四〇〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	六二〇	三〇〇	二五〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき一年	八六〇	四二〇	三四〇
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二四、〇〇〇	二、〇〇〇	九九〇
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件 外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	四三	二一	一七
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	六二	三〇	二五
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	九二	四五	三七
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一二〇	六〇	四九
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	一八〇	九〇	七四